

第2次

白石町地球温暖化防止実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)



平成26年4月

白石町

目 次

第1章 基本的事項

- 第1節 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4節 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本方針及び目標

- 第1節 温室効果ガス総排出量の現状・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2節 目的・削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 削減目標達成のための具体的な取組

- 第1節 本町の環境行動取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 実施及び運用

- 第1節 実施のための推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第2節 職員に対する普及、啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 計画の点検と評価

- 第1節 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第2節 改善のための見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3節 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1章 基本的事項

第1節 計画の背景

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って、太陽からの日射と地表面から放射する熱のバランスが崩れ、大気の温度が上昇する現象です。全地球規模での気温の上昇に伴い、海面水位の上昇、豪雨や干ばつなど異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症の増加など、地球規模の環境問題へと複雑多様化してきました。

こうした中、我が国は、1997年（平成9年）12月の「気候変動枠組条約第3回締結国会議」で採択された京都議定書において、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの期間中に、温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）の時点に比べて6%削減することが義務付けられています。

町では、このような状況を踏まえ、環境を前提に行動するという認識を持ち、率先して地球温暖化対策を推進するため、平成20年4月に策定した「白石町地球温暖化防止計画」を改定することとしました。

第2節 計画の目的

この計画は、町内における地球温暖化対策を推進するため、町が率先して自らの事務・事業について温室効果ガスの排出量を削減するとともに、職員一人ひとりが温室効果ガスの抑制に心がけ、町民や事業所に対しての情報提供や自主的な取り組みを促す、モデルとしても有効な計画とし、環境への負荷の少ない持続的に発展する循環型社会づくりの取り組みを推進することを目的とします。

第3節 計画の期間

計画の期間は、初年度を平成26年度とし、計画目標年度を平成30年度の5年間とします。なお、基準年度を平成25年度とします。

また、本計画の継続的改善を図るため、各実行部門における進捗状況及び事務事業の内容の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画の対象範囲

1 対象とする事務・事業の範囲

本計画では、本町が実施するすべての事務・事業を対象とします。

他者に委託して行う事務または事業は対象範囲外としますが、受託者等に対して温室効果ガスの排出の削減等のために必要な措置を講ずるよう要請します。

2 対象とする組織、施設の範囲

本計画では、町長部局、各種委員会^{*}、教育委員会が管轄する本庁及び町内の出先機関の施設を対象とします。

^{*}各種委員会：会計室、農業委員会事務局、議会事務局

表 1-1 具体的調査対象施設

番号	施設種類	主要施設名称
1	庁舎	本庁
2	一般施設	総合センター
3	体育施設	白石社会体育館、有明社会体育館、福富社会体育館 ふれあい運動公園 G、マイランド公園 G、稲佐山総合 G 白石中央公園多目的広場
4	教育施設	楽習館、陶芸館、三近堂コミュニティセンター、古今の森公園 ふれあい干拓館
5	学校施設	小・中学校、給食センター
6	児童施設	保育所
7	健康福祉施設	健康センター、ひだまり館等
8	生涯学習施設	ゆうあい館、有明公民館、楽習館等
9	上・下水道施設	白石・有明配水池、下水処理場等
10	農林施設	歌垣公園、犬山城、遊水池公園、水辺公園、排水機場等

3 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義する「二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、パーフルオロカーボン (PFC)」の 6 種類の温室効果ガスのうち、本計画における具体的な把握対象としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定ガイドライン」(平成 11 年 7 月、環境庁地球環境部策定)に基づき、「二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)」の 3 種類について把握することとします。他の 3 種類については、把握が困難であり、発生源も少ないことから本計画の対象から除外するものとします。

表 1-2 温室効果ガスの種類と排出の主な原因

温室効果ガスの種類	排出につながる主な活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の使用、廃棄物の焼却など
メタン (CH ₄)	自動車の走行、燃料の燃焼、廃棄物埋立て、農業など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、燃料の燃焼、病院における笑気ガスの使用など

第 2 章 基本方針及び目標

第 1 節 温室効果ガス総排出量の現状

本町の基本方針を定めるに当たり、地球温暖化の要因となっている本町の温室効果ガスの排出状況を把握します。

1. 白石町役場における平成 25 年度の温室効果ガス排出実態

(1) 温室効果ガスの種類別の排出状況

白石町の平成 25 年度(基準年度)における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で、**2,947,721 kg**となっており、そのうち、二酸化炭素(CO₂)の占める割合は、**95.62%**となっています。

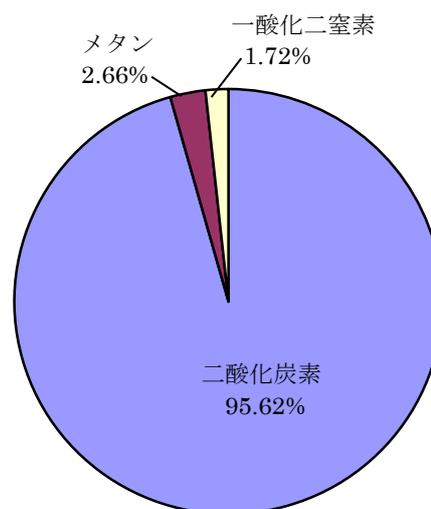


表 2-1 温室効果ガスの種類と構成比

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量 (k g - CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	2, 8 1 8, 6 8 8	9 5 . 6 2
メタン (CH ₄)	7 8, 4 3 7	2 . 6 6
一酸化二窒素 (N ₂ O)	5 0, 5 9 6	1 . 7 2
合 計	2, 9 4 7, 7 2 1	1 0 0 . 0 0

(2) 排出要因による内訳

排出原因別では、電気の使用による温室効果ガス総排出量が72.18%、次に燃料の使用による温室効果ガス総排出量が23.44%となっています。

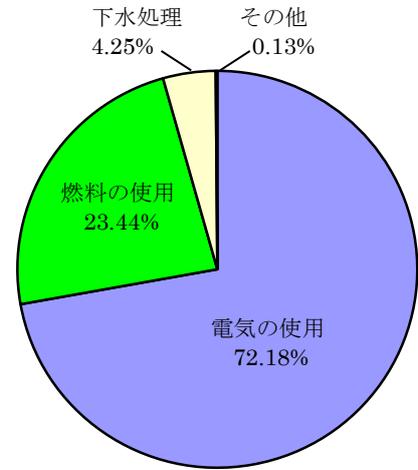


表 2-2 排出原因による内訳

排出原因	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気の使用	2,127,728	72.18
燃料の使用	690,962	23.44
下水処理	125,372	4.25
その他	3,659	0.13
合計	2,947,721	100.00

(3) 各部門別による内訳

各部門別の内訳では、各小・中学校、給食センターなど所管する施設数が多い学校教育課が33.2%、次に、農村整備課が16.1%という結果となっています。

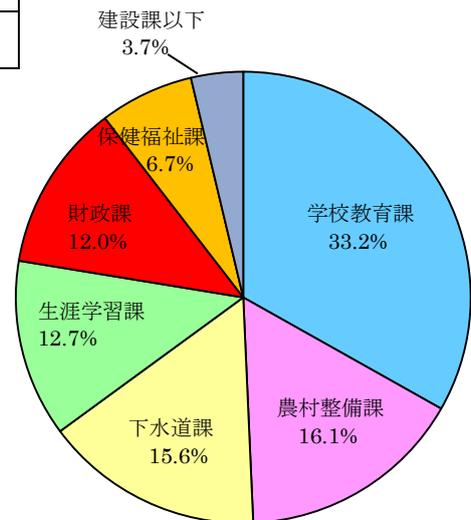


表 2-3 各部門別による内訳(管理する施設に係る排出量を含む)

排出原因 (主な要因)	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
学校教育課(学校、給食センター等)	978,843	33.2
農村整備課(排水機場等)	474,330	16.1
下水道課(下水処理施設等)	460,299	15.6
生涯学習課(ゆうあい館、公民館等)	374,485	12.7
財政課(庁舎等)	353,742	12.0
保健福祉課(保育所等)	197,479	6.7
建設課(中央公園等) 以下	108,543	3.7
合計	2,947,721	100.00

第2節 目的・削減目標

地球温暖化対策としての本計画の取組実績を明らかにするため、温室効果ガスの総排出量の削減目標を設定します

1 計画の目標

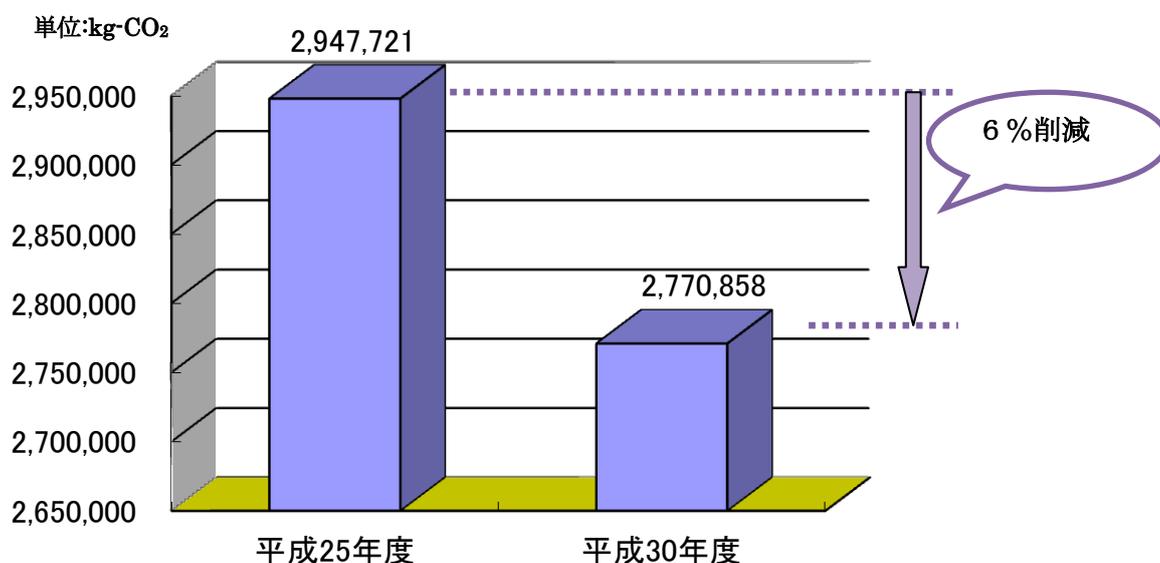
白石町では、今後の事業計画（下水道整備事業）等の施設整備や新規事業の計画がなされておりますが、町の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおり定め、具体的な取組を徹底することにより目標の達成を目指します。

平成30年度までに

平成25年度比で 6% 削減します。

温室効果ガス総排出量の削減目標として、平成30年度（目標年度）までの計画期間内に、平成25年度（基準年度）のエネルギー使用に伴う「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)」総排出量の6%以上の削減を達成できるように努力します。

項目	総排出量 (CO ₂ 換算)
平成25年度総排出量 (実績)	2,947,721 (kg-CO ₂)
削減率 (目標)	6.0%
削減量 (目標)	176,863 (kg-CO ₂)
平成30年度総排出量 (目標)	2,770,858 (kg-CO ₂)



第3章 削減目標達成のための具体的な取組

本計画を効果的に実施し、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、次の取組を行います。

第1節 本町の環境行動の取組

本町は、平成25年度(基準年度)の温室効果ガス総排出量の算定結果より、目標年度での温室効果ガス排出量削減目標達成のためには、これらの主な要因となっている各施設での電気及び燃料使用量の削減に積極的に取組を行います。

庁内での実行計画推進にあたっては、原則として、行政サービスの低下、町民生活への支障が発生しない範囲で、関連するすべての職場で取組を行います。

各実行部門での具体的な取組項目は、以下のとおりとします。

1. 省エネルギーの対策推進

電気・燃料使用量の削減は、学校、保育所など町民生活に密着した部門での使用割合が高く、それぞれの部門での事業活動に影響を及ぼさない範囲で取組必要があり、各庁舎内の事務部門での省エネルギーへの地道な取組みを行います。

(1) 電気、電気製品

- ・夜間や休日等職員が出勤しないときは、支障がない範囲で待機電力にせず主電源オフを行う。
- ・新規購入の際には、省エネルギータイプを購入する。
- ・電気ポットから魔法瓶の利用に徹底する。

(2) 照明

- ・使用されていない部屋やトイレなどの消灯。
- ・明るさが十分な窓際などの消灯。
- ・夜間や休日は、未使用スペースの消灯。
- ・採光のため、窓の前には、なるべくものを置かない。
- ・照明器具は良く掃除し（ホコリなどを取り払う）、明るさを保つ。
- ・庁舎内照明及び各施設において消灯時間を設定し、昼休み・業務時間外の消灯を行う。
- ・廊下等業務に支障のない場所は間引き消灯を行うなど、節電に努める。
- ・照明等の新規購入の際には、省エネルギー型とする。

(3) 冷暖房

- ・冷暖房時の温度管理を冷房時28℃、暖房時20℃を目安とし、適正運転を徹底する。
- ・空調の風がスムーズに流れるよう、フィルターの清掃はこまめに行う。

- ・必要のない場所は積極的に消すようにする。
- ・年間を通じてエコスタイルを推進する。

(4) 公用車

- ・公用車はエネルギー効率が落ちないように、適切に整備しておく。
- ・急発進、急加速、不要なアイドリングをしない。
- ・タイヤの空気圧を給油時にチェックする。
- ・同一方向に行くには、公用車の乗り合わせに努める。
- ・近距離の移動の際は、徒歩や自転車を利用し、公用車の利用を控える。
- ・更新時は、可能な限り排気量の小さい車や低公害車を導入する。

2. 省資源対策の推進

ゴミの減量化・リサイクルの推進については、ゴミの資源化を推進し、町全体のゴミ減量を図る必要があります。

(1) 用紙

- ・コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面コピーや裏紙利用を徹底する。
- ・会議資料の簡素化、共有化に努める。
- ・PCからの打ち出しでは不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから印刷する。
- ・LANの活用によりペーパーレス化、電子化に努める。
- ・コピー、プリンター用紙は、原則として全て再生紙もしくは環境に配慮した製法で製造されたものとする。

(2) グリーン購入

- ・環境配慮製品の情報を収集し、全職員が常時閲覧できるようにしておく。(環境省ガイドラインなど)
- ・町が購入する封筒は全て再生紙使用の商品とする。
- ・文具類をはじめとする物品を購入する際には、グリーン購入の検討を行う。

(3) 廃棄物量の削減、リサイクル

- ・ミスコピーの裏面の再利用を徹底する。
- ・両面コピーを徹底する。
- ・使用済封筒を連絡用等の再利用を徹底する。
- ・分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。
- ・紙ごみ、雑誌や段ボール等の可燃ごみの分別を徹底する。

(4) 水の使用

- ・節水を励行する。
- ・水漏れ点検を徹底する。

(5) その他

- ・夏季の効果対策としてグリーンカーテンの設置やすだれの活用を図る。
- ・ノー残業デーの推奨。

3. 建築物の建築に当たっての配慮

- ・省エネルギー型の空調設備や、照明設備（LED 照明）等の導入に努める。
- ・建築物の配置や構造の工夫により省エネルギー化に努める。
- ・建設副産物の発生抑制やリサイクルの推進を図る。
- ・太陽光発電設備の導入に努める。

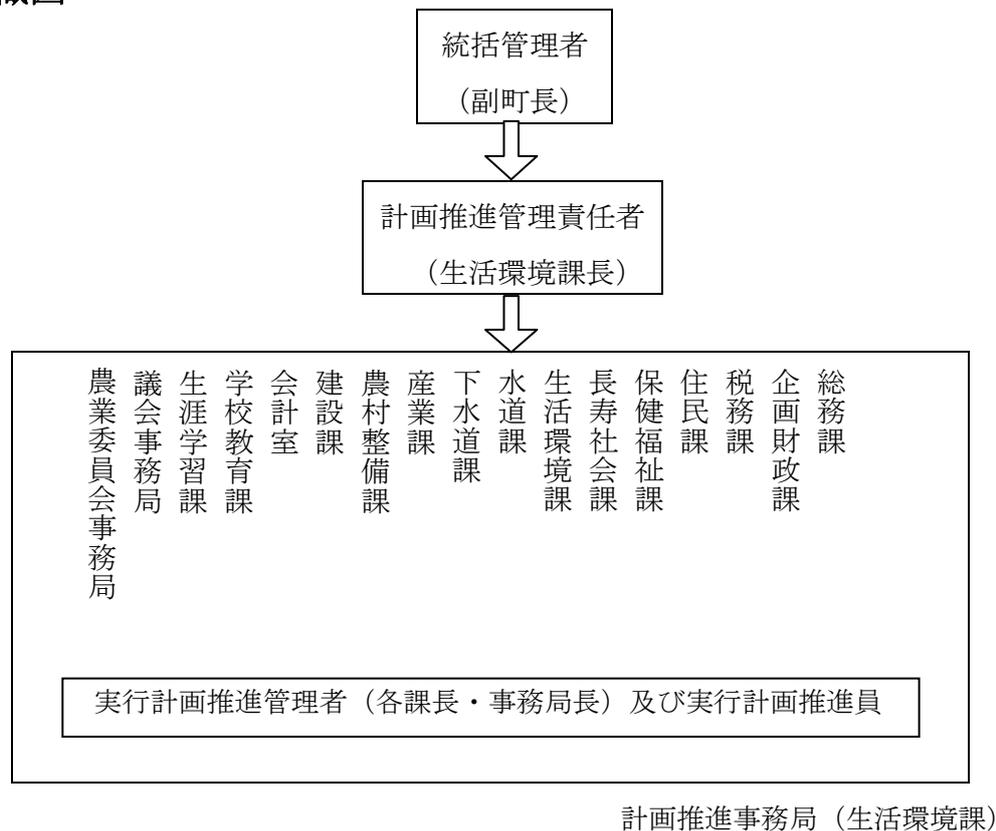
第4章 実施及び運用

第1節 実施のための推進体制

本計画の確実な実施・運用を図るため、統括管理者を副町長とし、計画の対象範囲すべてを含めて次のような推進体制を構築します。各部局に、実行計画推進管理者（以下「管理者」）を置くものとし、管理者は各所属長とします。管理者は、所属内（所管する出先機関を含む）での計画の実施及び維持に関する活動評価及び進行管理を行い、計画推進管理責任者への報告を行います。

また、各課に、実行計画推進員（以下「推進員」）を置くものとし、推進員は、各所属の専門監・係長とし、管理者を補佐し、所属内での計画の推進及び実施状況を把握します。職員一人ひとは、これらの具体的な行動及び目標を把握し、自主的、積極的に取り組むこととします。

推進体制組織図



第2節 職員に対する普及、啓発

本計画の確実な運用のためには、職員一人ひとりの自覚と意識向上が必要となります。本計画の目標達成のため、職員に対しては計画書の配布、掲示板、庁舎内放送等による情報の提供及び定期的な取り組みの普及、啓発を行い、また、計画の運用、点検等の状況を踏まえ、必要に応じて研修会等を実施することとします。

第5章 計画の点検と評価

第1節 点検・評価

管理者は、計画の実行状況把握のため、毎月使用量の集計を行い、定期的に各所属における取り組みの状況並びに計画目標の達成状況などを点検し、毎年8月末までに報告することとします。

計画推進管理責任者は、各所属の報告に基づいて集計を行い、その適合性を評価し、評価結果を統括管理者に報告する。

第2節 改善のための見直し

1. 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについてはその理由を明らかにするとともに、実施状況が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更等を行います。また、実施状況が高いものについては、それらの取り組みが確実にされているかを確認します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組み等の導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。また、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうか検討します。

2. 運用の仕組みの見直し

実行計画を効率的に運用するため、計画の実施に当たって整備した仕組みが十分に機能しているか点検を行い、十分に機能していない仕組みがあった場合には、必要に応じ推進員、職員からの意見を聴取する等、仕組みそのものの見直しを行います。

第3節 進捗状況の公表

本計画の進捗状況及び点検結果等については、毎年1回町のホームページにおいて公表するものとします。